

Ⅰ 農業体験農園の紹介

この調査は、農業体験農園の全国的な展開に向けた啓発資料作成のために行ったものです。

農業体験農園は、区画に区切られた農地の中で入園者が農作業を行いますから、見た目には「市民農園」のように映ります。しかし、これは農業者が自ら行う農業経営であり、一般の区画貸しである市民農園とは大きく違います。

この調査報告書をごらんいただく前に、「農業体験農園」の仕組みを簡単に説明しておきます。

農業体験農園は、農業経営なので当然、農産物を売ることが第一の目的ですが、これまで一般的に農産物の付加価値と言われてきた加工や流通の多様化などではなく、これまで地域や農業者が「タダ」で提供していたような農業景観・農村文化・農業技術や「土いじり」に価値をつけ、農地を農業のテーマパークとし、技術を農業のカルチャースクールとして提供し、地域住民とともに農業・農地を守っていかうとした取り組みです。農地を保全するには、当然農地を所有する農業者が収入面も含めてやりがいのある楽しい農業を実践しなければならないし、また、地域住民もその農地が快適で楽しい空間となることが地域農業を守るためには必要です。

1. 農業体験農園と市民農園の違い

農業体験農園は、市民が利用したり、施設（トイレ、パーゴラ等）が整備されていることからその景観上、市民農園と同様のシステムとして認識されることが多い。しかし、地方自治体やJA・農地所有者が開設する一般的な市民農園は多くの問題点を抱えている。ここで若干整理するとともに、農業体験農園が有する特徴や効果について明確にしたい。

はじめに、地方自治体（市町村）やJAなどは特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（特定農地貸付け法）及び、市民農園整備促進法に基づき市民農園を開設することができる。しかし、これらの市民農園は農地所有者から農地を借りているものであり、次のような様々な問題が指摘されてきた。①入園者各々が自由に栽培を行うため雑然として景観上も好ましくない。②入園者の技術不足等から「耕作放棄の状態」になる場合がある。③日常の管理や苦情処理、場合によっては放棄された区画の清掃やごみの始末などの負担がかかる。④市民農園の目的の1つである「農業の理解」を得るには十分とは言い難く農家や入園者相互の交流も生まれにくい。⑤入園者のマナー次第では路上駐車や騒音などの苦情も周辺住民から多く寄せられている。また、⑥市街化区域内の生産緑地で開設する場合、農地所有者等が主たる従事者に該当しないため買取り申出は指定後30年経過によるもの以外にはできない。⑦農地所有者に相続が発生した場合、相続税納税猶予制度が適用されない。

また、農地所有者自らが市民農園を開設する場合でも農地法等との整合性を確保するとともに入園者に耕作権を発生させないためには、特定農地貸付け法または市

民農園整備促進法に基づいて開設しなければならない。つまり、相手がたとえ農業経営を目的としない消費者（市民）であったとしても、単に「農地を貸す」という行為だけを行ったときは「許可等を得ない農地の貸し付け」となり農地法違反となる。さらに、開設農地は「他に貸し付けている農地等」に該当するため、相続発生時に相続税納税猶予制度の適用が受けられないほか、生産緑地の買取り申出も指定から30年経過による場合以外にはできない。

一方、農業体験農園は市民農園のように農地を区画ごとに貸し出すものではなく、耕作の主体は農園開設者（以降「園主」という）であり、その農地に入園する地域住民等の消費者（以降「入園者」という）は園主の指示にしたがって農作業を行う（体験する）ものである。農業体験農園は、農地を提供する市民農園とは異なり、作付する種類や作業まで細かく指示し、園主が講習会等を通じて入園者の技術指導や質問等への対応にあたる。

具体的には、園主は耕起や作付計画の作成はもとより、講習会では施肥・農薬散布の方法、収穫方法に至るまで、こと細かく入園者に指導する。さらに農作業に必要な農器具や休憩場所等も備わっており入園者は気軽に参加することができる。このような環境のなかで、入園者は全くの初心者であってもプロの農家が作るものに勝るとも劣らない野菜を収穫することができる。

2. 農業経営としての農業体験農園

農業体験農園は「農業者が自ら行う農業経営」であり、「農地を貸す」行為に該当しない。言うまでもなく、魅力ある農業経営を継続するためには、相応の収入が確保されなければならないが、東京都農業体験農園園主会では農業体験農園の基本的な粗収入の基準を10aあたり100万円に設定している。この基準は、施設野菜ほど整備等の経費は必要ないが、入園者相手の講習などの手間と用意する様々な種苗や備品は露地野菜より多くかかることから、これらの中間位の収入を目標としている。

農業体験農園の経営の特徴としては次の3点が挙げられる。

① 安定した農業経営：入園者に対して農作業の場やサービスを提供するかわりに、収穫する農産物代金を含めて一定の収入を2月ないし3月に確保できるため、経営の安定化がはかれる。

また、収穫・出荷など集中する農作業を平準化するとともに、出荷に要する手間や経費を軽減して、労働の質に変化をもたらす。さらに、消費者の反応が直接感じられる。

② 入園者への農業啓発：入園者は新鮮で高品質の農産物を収穫し、農家との交流を通して、地域で受け継がれてきた文化や農業技術の習得が可能となる。これにより、入園者は農業に関する様々な情報等に触れる機会も増えるので、真の農業理解の醸成が期待できる。

③ 農業後継者の確保：農業経営、とりわけ都市農業においては農家の後継ぎが就農しない場合が多い。農業体験農園では、それまで農業経営に参画していなかった農家の後継者またはその配偶者が入園者と園主の間で新たな役割を持つ

ようになることが期待される。

- ④ その他：農業体験農園を開設した結果、地域コミュニティの構築など、入園者にとって魅力のある様々な機能を有することがわかってきた。

3. 園主や市区町村・JA等に及ぼす効果

農業体験農園は新たな農業経営類型として、様々な効果が期待されている。その効果について下記の通りに整理した。

園主に及ぼす影響	
・楽しい農業の実践が期待できる	・安定した収入が得られる
・農作業の平準化・省力化が期待できる	・全体の農業経営の中で労働力が調整できる
・農業後継者対策が期待できる	・経営展開に期待できる（複合経営など）
・労働に対する評価が直接現れる	・評価を直接受けるのでやりがいができる
市町村・JA等に及ぼす影響	
・後継者の育成がはかれる	・多面的機能を有する農地の保全ができる
・農業支援者などの養成がはかれる	・地域農業の理解を深める効果が期待できる
・管理が行き届くので経過んが保てる	・地域住民のニーズに対応できる
・市町村などが開設する市民農園に比べ、管理・運営等に対する様々な負担が軽減できる	

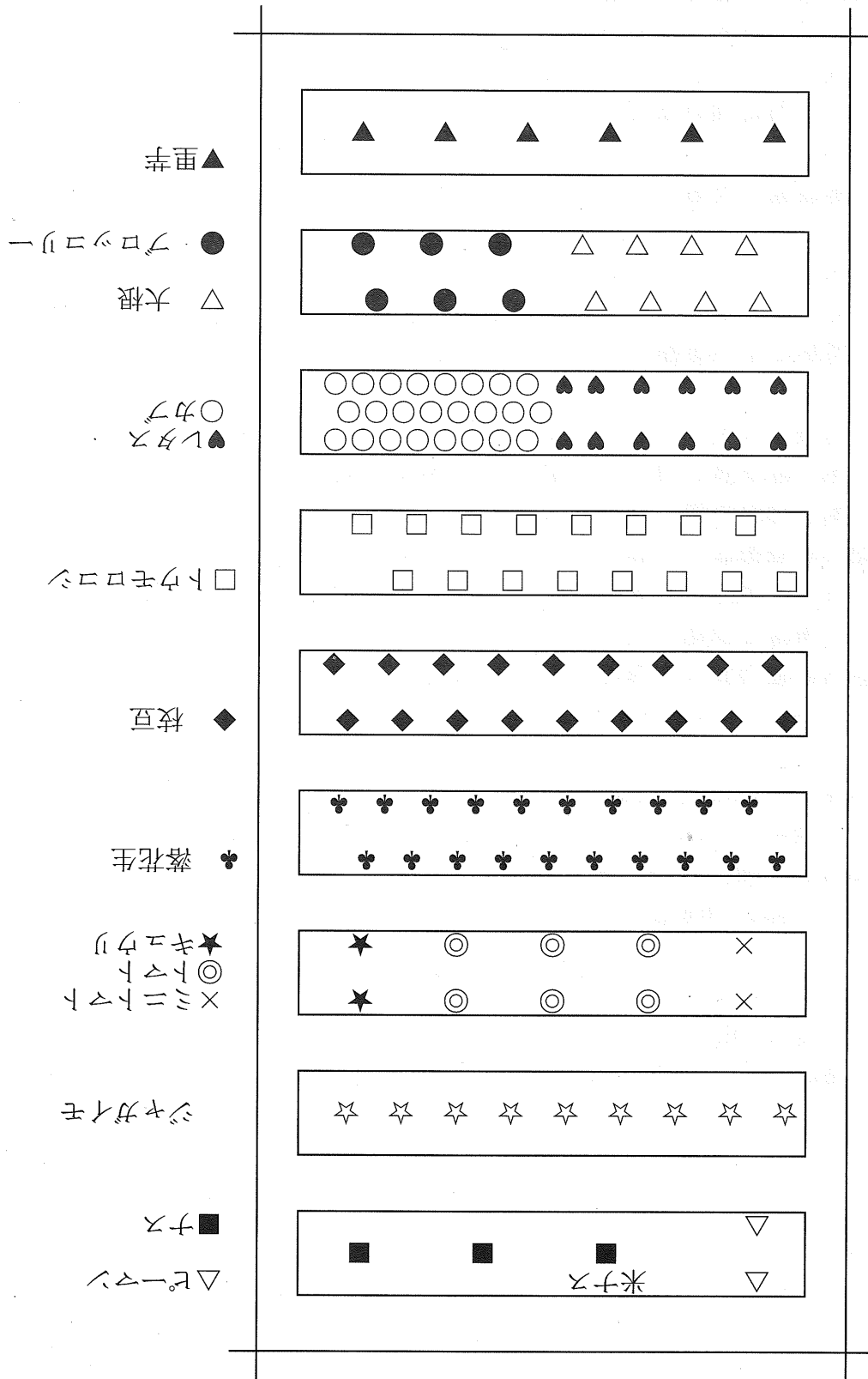
4. 農業体験農園の新たな経営展開

東京都では、1 ha 以上の農地を有する園主が50a 程度で農業体験農園を開設している事例が多く見受けられる。この場合、農業体験農園の開設を契機として残りの農地もあわせて経営を転換することにより、さらなる省力化が実現している。例えば、農業体験農園でトウモロコシや枝豆を作付けした時に、農業体験農園の収穫が終わる頃に隣接する農地でトウモロコシや枝豆を栽培し、農業体験農園の入園者等に対して販売を行ったり、入園者が関係する子供会などの芋掘り用にサツマイモの作付けを行ったりする所がある。また、施設を導入するなど大きく経営を転換させた事例も見受けられる。

一方で、少ない面積の農地を管理する農家にとっても、農業収入の確保や一緒に農地を守っていく仲間作りとして、農業体験農園を開設した農業者もいる。

これまでの農業体験農園は、主に都市住民が多い市街化の進んだ地域で開設されてきたが、今後はより多くの地域に広がることが期待される。それぞれの地域には、その地域固有の資源が多くあるので、それらの資源と併せて農業体験農園を展開すればどの地域であっても農業体験農園による農業経営の展開は可能である。

また、農家のもとで5年間も農業を体験した入園者（農業体験農園は一般的に5年間の利用更新を可能にしている）は、一通りの栽培技術を持つようになる。このため、農業体験農園を卒業した入園者を対象に、市街化区域に限らず、市街化調整区域や農業振興地域等で、市民農園の指導者や新たな農業体験農園の開設支援、さらには新規就農者など新たな担い手として活躍できる人材を育成することも視野に入れて展開をはかっている。



5. 農業体験農園の春作計画の例